

▼○議長（五百川純寿）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 自民党議員連盟の中島謙二でございます。ただいまから一問一答質問を行いますので、知事、教育委員長、教育長並びに関係部長の真摯な御答弁をよろしくお願ひをいたします。

それでは初めに、口腔がん検診について伺います。

先月、1月19日の読売新聞に、日本対がん協会会長の垣添忠生先生の口腔ケアの重要性についての記事が掲載されておりましたが、その中で垣添先生は、日本学術会議の咬合学研究連絡委員会は、2004年、正しくかんで味わうことが健康長寿をつくるという内容の報告の中で、現代人のかむ力の低下を放置すると、高齢化とともに進む生活習慣病や認知症の急増を招き、子どもの成長や学習能力にも影響すると指摘している。残念ながら、我が国はこの指摘が現実化し始めているのではないだろうかと指摘しております。

このように、口腔は特に健康長寿に密接に関連した臓器であることを改めて御認識いただいた上で、これから口腔がん検診について伺いたいと思います。

さて、現在、胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん及び大腸がんについて、既に集団検診が行われておりますが、集団検診により発見されるがんの予後は、非集団検診群に対して極めて良好であることはよく知られています。そのため、口腔がんについても、他臓器と同様に、早期に発見し、早期に治療することが、当然ながら非常に重要ですが、島根県内における口腔がん検診の実施状況について伺いたいと思います。

▼○議長（五百川純寿）▽ 原健康福祉部長。

▼○健康福祉部長（原仁史）▽ 我が国では、口腔がんに限定した検診は行われておりませんが、一般的な歯科健診や歯科受診の際などに、舌や粘膜を目で診る視診や、手でさわる触診を行って、早期発見に努めているところでございます。

ただ視診と触診だけでは悪性のものか良性のものかということはわかりませんので、口腔がんが疑われる症例につきましては、歯科医師が歯科口腔外科を有するがん診療連携拠点病院等を紹介して、そこで精密検査が行われているという状況でございます。

こうした中で、歯科健診等の際に悪性か良性かの

ふるい分けができるようになりますため、現在、島根大学医学部歯科口腔外科教室におきまして、口腔がん細胞診検査の研究が行われております。この検査は、歯科医師が口腔がんが疑われる部位の表面の細胞を綿棒でとりまして、それが悪性か良性かを検査機関で顕微鏡を用いて判断するという簡易な手法によりまして、1次検査を行おうというものでございます。

現在大学では、県内の自治体の協力を得まして、特定健診や事業所健診などにあわせてこの検査を行って、がん発見率などのデータ収集を行っている段階にございます。

県としましては、その動向を見守っていきたいというふうに考えております。

▼○議長（五百川純寿）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 口腔内領域のがんの多くは扁平上皮がんであり、口腔内のどこからでも発生し、身体各部のがんの中で、約2から3%、いわゆる少ないわけでありますけれども、その中で、最も多く見られるのが歯肉がん及び舌がんであり、また頻度は少ないながら、頬粘膜、口腔底、口蓋でも見られ、口唇が最も少ないとされています。

また、口腔がんになりやすい状態として、白板症や紅板症のような前がん病変や、扁平苔癬といった前がん状態が存在し、紅板症はがん化率が40から50%で高いと言われておりますが、口腔がんの原因あるいは口腔がん発生の危険因子はどのようなことが考えられるのか。また、口腔がんの特徴について、健康福祉部長に伺います。

▼○議長（五百川純寿）▽ 原健康福祉部長。

▼○健康福祉部長（原仁史）▽ 口腔がんの原因としましては、歯や口の中の状況としまして、磨き残しが多いなど、不潔な状態にあること。また、虫歯で歯が欠けたところや歯並びが悪いところ、合っていない入れ歯などにより舌や粘膜が刺激されることというようなことがございます。また、生活習慣の要因としまして、喫煙、過度の飲酒、熱い飲食物を頻繁にとることということなどが指摘されております。

口腔がんの特徴としましては、発生の初期は、粘膜の中に発生することもあり、痛みや出血などの症状に乏しく、自分で気がつきにくい。また、がんがある程度大きくなると、粘膜の表面が剥がれたりすることによりまして、痛みなどの症状が出てきます

が、口内炎と思い込んで放置されることが多い。また、進行した場合には、治療により舌や顎の骨を除去せざるを得なくなり、食事や会話が困難になるとといったことがございます。

▼○議長（五百川純寿）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 今、お答えいただいたように、一般的な口の中は、肉眼や鏡等でよく見えるし、感覚も鋭敏であるため、早期に発見されやすいと思われがちですが、実際には、歯肉では6%、頬粘膜では8%、最も発見されやすい舌でも3%しか早期に発見されてないと言われております。

また、先ほどお答えいただいたように、口腔腫瘍の一般的な特徴は、ほとんどの場合、初期には無痛、あるいは無痛性の腫瘍が見られます。そのため、口腔という限られた場所での腫瘍は、ふだんの生活や仕事などの影響が見られないことが多く、また口内炎と誤診されやすく、患者さんも口内炎だからすぐ治るだろうと思い、放置している場合が多く見受けられ、がんの発見時には往々にして腫瘍が大きくなり過ぎている場合や、周囲組織への強い浸潤を伴う症例が多いと言われておりますが、このように、発見がおくれればおくれるほど、御紹介しましたように、口腔は健康長寿に非常に密接に関連した気管であり、よくかむ、そしてよく味わうという人間の幸福や尊厳につながる機能が失われる可能性があるわけあります。

そして、口腔がんも、他のがんと同じように転移し、特に舌がんや口腔底がんに多く転移が見られ、その多くがリンパ節、オトガイ下リンパ節や頸下リンパ節、あるいは頸部リンパ節に転移し、リンパ節転移を来た症例においては、その生存率は半減すると言われております。また、遠隔転移は比較的少ないけれども、肺転移や骨転移を来た場合は生命予後は悪いと言われております。

そのため、県内病院の歯科口腔外科や島根県歯科医師会と連携しながら、口腔がんを予防し、早期発見、早期治療につなげるため、口腔ケアの取り組みを一層進めていく必要があるように思いますが、県はどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

▼○議長（五百川純寿）▽ 原健康福祉部長。

▼○健康福祉部長（原仁史）▽ 口腔がんを予防し、早期発見、早期治療につなげるためには、虫歯

や歯周病を予防し、できるだけ多くの自分の歯を残すことができるよう、県民一人一人が口腔ケアを実践する必要がございます。

県としましては、虫歯や歯周病を予防するための知識の提供、歯や舌などの異常に早く気づいてもらうためのセルフチェックの普及、かかりつけの歯科医によります歯磨き指導の強化、こうしたことなどの取り組みを、島根県歯科医師会と連携して行って、県民に口腔ケアの普及、定着を図ってまいる考えでございます。

さらに、病院等の関係機関とも連携しまして、喫煙や過度の飲酒など、口腔がんの原因や症状などの知識の普及も図ってまいりたいというふうに考えております。

▼○議長（五百川純寿）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ それでは、次の質問に移りたいと思います。

次に、正しい日本地図を活用した教育の推進について伺いたいと思います。

最近特に、領土、領海問題が今まで以上にクローズアップされておりますが、韓国により不法占拠されている竹島を抱える島根県の子どもたちを含めた日本の将来を担う子どもたちに、領土に関する正しい知識を習得させることは非常に重要であると考えますが、まず領土教育の重要性について教育委員長はどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

▼○議長（五百川純寿）▽ 土田教育委員長。

▼○教育委員会委員長（土田好明）▽ 領土というものは、国家を形成する重要な要素であります。國家の主権が及ぶ範囲であるとされています。したがって、領土に関する教育は非常に重要であると考えております。

異なる国や、その国の文化などへの理解を深めるとともに、我が国の歴史や文化のもとというべき領土について正しい知識を習得させることが必須であると考えています。

特に、竹島を有する本県にあっては、領土に関する教育は大変重要なものであるというふうに考えております。以上でございます。

▼○議長（五百川純寿）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 世界各国では、自国の領土について教科書に記述して教育するのが常識であるにもかかわらず、日本では、長年その当たり前が実

現してこなかったわけですが、2008年の中学校学習指導要領解説社会編の改訂で、竹島に関して初めて記載された際、韓国政府が強く反発し、直後に予定されていた日韓外相会談を拒否、駐日大使が一時帰国する事態に発展したことなどから、民主党に政権が移った2009年12月の高等学校学習指導要領解説地理歴史編及び公民編の改訂では、竹島に関しての記載が見送られております。

また、2013年の政府が行った世論調査では、韓国による不法占拠を認識している人が63%、尖閣諸島が沖縄県と知っている人は66%にとどまっています。

そのような状況の中、文部科学省は、本年1月28日に、竹島と尖閣諸島について、中学校及び高校の学習指導要領解説に、我が国の固有の領土と明記するなど一部改訂を行いましたが、そこでまず、今回の竹島に関する学習指導要領解説の改訂の具体的な内容について、またそれにより各教科書の記述はどういうふうに変わってくるのか、教育長に伺います。

▼○議長（五百川純寿）▽ 今井教育長。  
▼○教育長（今井康雄）▽ このたびの中学校、それから高等学校の学習指導要領の解説の改訂によりまして、竹島に関して学習すべきこととして、次のようなことが明記をされました。1つが、我が国の固有の領土であることや、韓国によって不法に占拠されていること。日本が韓国に対して、累次にわたり抗議を行っていること。2つには、明治期に、我が国が国際法上正当な根拠に基づき、正式に領土に編入した経緯。3つには、未解決の問題が残されていることや現状に至る経緯、我が国が正当に主張している立場。我が国が平和的な手段による解決に向けて努力をしていること。こういったことが明記をされたところであります。

この改訂を受けまして、今後、中学校の社会科及び高等学校の地理歴史科、それから公民科におきまして、竹島が歴史的にも国際法上も我が国の固有の領土であり、早期に解決しなければならない重大な問題であること、こういったことを明記した教科書が編集されていくものと期待をいたしております。

▼○議長（五百川純寿）▽ 中島議員。  
▼○中島謙二議員▽ この学習指導要領解説書の改訂は、いわゆる学習指導要領の内容を具体的に説明するもので、法的拘束力はないため、今後、学習指導要領も改訂する必要があると考えております。し

かし、今回の学習指導要領解説書の改訂は、竹島を有する島根県にとっては大変大きな前進ではないかと私は考えておりますが、改めて、この学習指導要領解説の一部改訂についての所感を知事に伺いたいと思います。

▼○議長（五百川純寿）▽ 溝口知事。

▼○知事（溝口善兵衛）▽ 今の状況から考えますと、こうした教科書による子どもたちへの教育、指導、必要なことが長年できてこなかったわけあります。2005年に県議会が竹島の日条例を成立をさせ、その後、教科書における取り扱いなどにつきまして、県を挙げて、そして政府に対しましても、あるいは国民、県民に対しましても、いろんな活動をしてきたことがこういう形で実現をしたものだというふうに思います。やはり領土問題、国民の理解があり、それが政府の考え方を変えてきている、そういうことを物語ってるもんだというふうに思います。

▼○議長（五百川純寿）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 今回の解説書改訂は、中学校は2016年度から、また高校は2017年度から使用する教科書に反映されることになり、今後、領土教育の充実が図られることになりますが、実際の島根県の教育現場における取り組みについて、教育委員長はどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

▼○議長（五百川純寿）▽ 士田教育委員長。

▼○教育委員会委員長（士田好明）▽ 島根県におきましては、竹島に関する学習を推進するため、平成21年度にDVDを、また平成24年度にリーフレットとふるさと読本を教材として県内全ての学校に配付いたしまして、指導に活用しているところでございます。この教材には、既に今回の学習指導要領解説の一部改訂で新たに明記されました竹島は我が国の固有の領土であることなどが含まれております。島根県の子どもたちは、こうした教材の活用により、竹島に関する知識を深めているところでございます。今後、この改訂の内容が教科書に反映されれば、領土に関する学習する内容がより明確になり、島根県のこうした教材とあわせて活用することで、子どもたちの領土に関する理解が一層深まるにつながるのではないかと考えています。これからも、竹島を始め、領土に関する教育を推進していく必要があると考えております。以上でございます。

▼○議長（五百川純寿）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 今回の学習指導要領解説の一部改訂が行われたことにより、竹島は遅くとも江戸時代初期の17世紀半ばに日本が領有権を確立し、1905年に閣議決定を経て島根県に編入されましたが、韓国が1952年に竹島を取り囲む形で一方的に李承晩ラインを設定し、不法占拠を続いていることや、尖閣諸島は1895年1月、中国の支配が及んでいないことを確認した上で、日清戦争を終結させた下関条約前に日本領土に編入していることなどの正しい領土教育の拡充が、今後、島根県のみならず、全国に広がっていくことになると思っております。

また一方で、北方領土や竹島や尖閣諸島などの正しい位置をまずは正しく理解することが何よりも重要と考えておりますが、現状においてはまだまだ不足しているのではないかと思っております。そのため、熊本県教育委員会は、日本の領土を正しく認識してもらうために、熊本県内の県立高等学校の教室に、日本の領域全体が表記された地図を掲示し、教科指導等に活用しておりますが、特に竹島を有する島根県においては、今回の学習指導要領解説の一部改訂の趣旨を踏まえ、まずは県内の県立高等学校及び特別支援学校の教室に、日本の領海全体が表記された地図を掲示し、我が国の領土の位置関係を正しく理解させるなど、領土教育に活用していく必要があると思いますが、県はどのように考えられるのか伺います。

▼○議長（五百川純寿）▽ 今井教育長。

▼○教育長（今井康雄）▽ 御紹介がありました領海を示す地図の掲示ということですが、子どもたちが我が国の領土の位置関係を正しく理解する上で有意義なことであるというふうに思っておりまので、検討していきたいというふうに思います。

ただ、各学校では、掲示する場所、各学校によっていろいろ事情があると思います。どういう地図を掲示するのか。あるいは、掲示する場所、あるいは方法、こういったことを今後各学校とも相談しながら検討を進めてまいりたいと思います。

▼○議長（五百川純寿）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 今後、日本の将来を担う子どもたちに、本当の日本の領土の位置を正しく理解させていく上でも、きょうは新しく教育長さんになられる方もお聞きいただいておりますので、今後ぜひ検討、実施いただきますよう強くお願いして、次の質問に移りたいと思います。

最後に、内水面漁業振興法について伺います。

昨年の10月17日に、富山県国際会議場で行われた第56回全国内水面漁業振興大会において、水辺の生態系を保全し、国民が永続的に漁業資源を利活用できる環境を整えるためには、関係機関の理解と協力を得ながら、これらの課題の根本的解決に当たる必要がある。そのため、国民視点から、内水面の有する多面的機能の意義を明らかにするとともに、漁場関係の再生や漁業資源の回復に向けた方針策定、関係機関の協力等を内容とする内水面漁業振興法、仮称でありますけれども、その成立を図り、法律、予算、関係者の取り組みが一体となった内水面漁業の振興に全力で邁進するという大会宣言を採択しております。

そのため、自民党の内水面関係の国会議員を中心として、内水面漁業振興法の成立に向けた動きが加速化されていると聞いておりますが、まずその状況について、わかる範囲で結構でございますので、農林水産部長にお答えいただきたいと思います。

▼○議長（五百川純寿）▽ 石黒農林水産部長。

▼○農林水産部長（石黒裕規）▽ 国のほうで、内水面漁業振興議員連盟というのがあるようでございます。超党派の議員連盟ということでございますけれども、こちらの国会議員の方々を中心といたしまして、議員御指摘のような法案を、議員提案という形で国会に提出する動きがあるということについて、報道等により承知をしておりますけれども、法案の内容でございますとか検討状況などにつきましては公表されてないものですから、詳細については把握をしていない状況でございます。

▼○議長（五百川純寿）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 全くわかってないということですね。もちろんこれは、議員立法という形で議員提案でやるということですから、内容は把握なかなかできないというのは承知しておりますけれども、非常に重要な法案であることは間違いないと思ってますので、ぜひアンテナを広げて、またその情報をとっていただきたいというように思います。

また、先ほど申しました昨年の第56回全国内水面漁業振興大会では、中国ブロックの山口県から、魚類等に適した排出基準の見直しについてという議案を提出し、魚類等の河川生息環境の保全のために、1、水産資源保護法第4条第2項第4号に基づき、塩素及び界面活性剤の排出基準を設定すること。

2、水質汚濁法における排出基準に、塩素及び界面活性剤についての排出基準を設定すること。3、塩素殺菌方式の浄化槽において、浄化槽法第4条に規定する排出水の技術上の基準として、浄化槽の構造の見直しを含め、塩素を除いた上で排出するよう規定することの3項目について要望しており、全国内水面漁業協同組合連合会としても、内水面漁業振興法において、排出基準の見直しを追加していただこうと要望しているところであります。

また、昨年、島根県に対しても、同様の趣旨の要望を、八戸川漁業協同組合が行っておりますが、残留塩素の河川生息魚介類等への影響についての県の考え方について改めて伺いたいと思います。

▼○議長（五百川純寿）▽ 石黒農林水産部長。

▼○農林水産部長（石黒裕規）▽ 一昨年11月の県議会におきましても、同様の御質問をいただきております。その際に答弁申し上げた内容と同じになるわけでございますけども、残留塩素が高濃度であった場合には、アユなどの水生生物に何らかの影響を与える可能性があることを示唆する他県の調査事例というものがございますけれども、河川の流量や残留塩素の濃度と量が通常の場合には、残留塩素によって魚類がへい死するなどの重大な影響があるということは考えていないということでございます。

▼○議長（五百川純寿）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 言われたように、平成24年の11月議会で質問した答えと全く同じで、私はちょっと理解できないし、おかしいなと思うのは、他県の調査事例で云々という言葉が非常に気になっていまして、なぜ島根県じや調査をしないのか。そういうことをいつも疑問に思ってまして、それから立場上、県内の河川、八戸川のみならず、いろんなところから聞くと、塩素が排水されている水域の生態系に何らかの影響が出ているんではないかということを耳にするわけですから、そこで今後、県内各河川のそういう状況をまず調べていただく。そして、県の水産試験場等が中心となって、残留塩素の濃度による水生生物の影響等、あるのかないのか、調査研究して、島根県としてその知見を粘り強く積み上げて、水產生態系の塩素の軽減につなげていただきたいと私は思いますけども、県はどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

▼○議長（五百川純寿）▽ 石黒農林水産部長。

▼○農林水産部長（石黒裕規）▽ 県内の河川におきまして、有害物の流入ですか、水生生物の被害、こういった水質事故が発生した場合には、国土交通省、県、それから流域市町村の関係部局が連携をして、情報の共有を図っております。また、八戸川につきましては、浄化処理施設の排水に含まれる

残留塩素がアユの遡上を阻害している可能性があるという御指摘を漁協から受けましたものですから、水産技術センターが平成24年から、当該施設周辺の潜水調査、潜って調査を実施しております、アユの分布状況を調べております。いずれにいたしましても、これらの調査結果では、残留塩素によってアユなどの水生生物に特段の影響が生じているというようなことは確認ができない状況でございます。

▼○議長（五百川純寿）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 浄化槽、当然、時代の要請で水をきれいにしよう、それを川に流そう、海に流そうということで、どんどんどんどん進めてきたわけです。そして、自然が戻ってくるだろう、魚も戻ってくるだろうというぐあいに期待したけれども、実際はそうではなかった。海のように磯焼けをしたり、あるいは川も藻が生えなったり、そういう事例があるのではないかというようなことは前も言いましたけれども、もともとおっしゃるように、例えば下水道の出口付近では当然高いわけです。しかし、自然界にない塩素がますそこに流れてくる。そして、濃度は河川によって減少していくわけですけれども、そして検出されなくなる。これは事実であります。だけども、先ほど言ったように、いろんなところから聞くと、塩素が排水されている水域の生態系に何らかの影響が出ているんではないかということを耳にするわけですから、そこで今後、県内各河川のそういう状況をまず調べていただく。そして、県の水産試験場等が中心となって、残留塩素の濃度による水生生物の影響等、あるのかないのか、調査研究して、島根県としてその知見を粘り強く積み上げて、水產生態系の塩素の軽減につなげていただきたいと私は思いますけども、県はどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

▼○議長（五百川純寿）▽ 石黒農林水産部長。

▼○農林水産部長（石黒裕規）▽ まず、県内各河川の状況につきまして、先ほど申し上げたような、従来からやってます水質事故発生に関する情報収集に加えまして、漁業関係者の方々から、これまで以上に幅広く情報を収集する、状況をお伺いするよう努めていきたいというふうに考えております。

こうやって情報を収集する中で、残留塩素の水生生物への影響が疑われるような、そういう事例があるということでございましたらば、現在、八戸川で

実施しているような現地調査、こういったものも実施いたしまして、影響の有無ですか程度を検証していくみたいというふうに考えております。

▼○議長（五百川純寿）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ ぜひ今後、島根県として積極的に調査を行っていただくことを重ねてお願いして、以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）